

# 紹介状なしで 当院を受診される患者さんへ

令和4年4月の診療報酬改定にて、200床以上の地域医療支援病院においては、紹介状なしに受診される患者さんから、医療費とは別に定額負担を徴収することが義務となりました。

このため当院では、紹介状なしに受診される患者さんから、「選定療養費」として医療費とは別に下記金額を御負担いただきますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

**初診時:7,700 円(税込)**

**再診時:3,300 円(税込)**

※1 初診時の選定療養費については、半年以上受診が無く、紹介状を持参されていない場合が対象となります。(予約の方は除きます)

※2 再診時の選定療養費については、当院医師が他の医療機関への紹介を申し出た後も、引き続き当院の受診を希望されて受診した場合が対象となります(予約の方は除きます。)。

※3 原則、救急車で来院された方や入院された方、国の公費負担医療制度の受給対象者、地方単独の公費負担制度の受給対象者(ただし、乳幼児医療、子育て医療、ひとり親家庭等医療は除く)以外、初診、再診を問わず選定療養費の対象となります。